



ハ 海技大学校若しくは独立行政法人海技大学校、海員学校若しくは独立行政法人海員学校若しくは独立行政法人海技教育機構、海上保安大학교、海上保安学校又は水産大학교、独立行政法人水産大학교若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者  
二 イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

臣の登録を受けたもの（以下「登録講習」という。）を修了した者（限定救命艇手に限る。）

第三号様式（限定救命艇手の資格の認定の申請にあつては、第

（四号様式）による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳の登録を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあっては、

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十三条の四十五に規定する国籍等の記載の

るの住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書並に前条第一号及び第二号の要件に適合することを証する書類を添付するものとする。

前項の場合において、船員手帳により前条第三号の要件に適合することを証することができない場合は、「しおE」の書類による請求にて付添い船員として登録する。

いときは、これを記する書類を申請書に添付しなければならない  
救命艇手適任証書)

九条 救命艇手適任証書の様式は、限定救命艇手以外の救命艇手に関するものにあつては第五号式、限定救命艇手に関するものにあつては第六号兼式とする。

救命艇手適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しく

申込艇手適任証書の番号を記載した申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

前項の申請をしようとする者は、救命艇手適任証書を失った場合を除き、これを当該地方運輸局長に返納しなければならない。

## 救命艇手の業務

**一条 救命艇手（限定期救命艇手を除く）**は、次に掲げる業務に従事しなければならない。

招集並びに救命艇等への誘導及び乗艇の指揮  
一 救命艇等の運航の指揮又はその補佐

## 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作

救命艇等その他の救命設備（救命胴衣を除く）の整備及び管理  
限定期間手は、次に掲げる業務に従事しなければならない。

膨脹式救命いかだの降下並びに海員及び旅客の招集並びに膨脹式救命いかだへの誘導及び乗

## 一 膨脹式救命いかだの運航の指揮

**登録** 腹膜式救命いかだ及びこれに付属する設備の操作、整備及び管理

**十二条** 第七条第四号ホの登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。  
**第七条第四号ホの登録を受けるとする者は、次に掲げる事項を記載して申請書を国土交通大臣に提出する。**

第十条第四号の登録をうけたる者に、その登録を申請したが却て登録を認められぬときは、提出しなければならない。

登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名登録を受けようとする者が登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）

を行おうとする事務所の名称及び所在地  
一 登録ビizoナヒテする者バ登録審習事務所を開設ナラル日

前項の申請書類によっても、それが書類を提出する旨を明記してある場合は、該書類を提出しなければならない。

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講習に用いる別表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第十三条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二 次に掲げる科目について行わるものであること。

イ 船員として的一般知識

操練に関する知識

旅客の誘導に関する知識

膨張式救命いかだの取扱方法

ニ 救命設備及び信号装置に関する知識

ホ 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

ト 救命器具及び信号装置の取扱方法

チ 膨張式救命いかだの取扱方法

三 前号に掲げる科目にあつては、救命艇手適任証書を受有している者であつて、当該救命艇手適任証書を受けた後一年以上救命艇手として次のいずれかに該当する船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶

ロ 乙区域又は甲区域内において従業する漁船

ハ 総トン数五百トン以上の練習船

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第百十八条第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条の規定により第七条第四号ホの登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの第七条第四号ホの登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

3 一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録講習実施機関が登録講習事務を開始する日

(登録の更新)

第十四条 第七条第四号ホの登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録講習事務の実施に係る義務)

**第十五条** 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条第一項各号に掲げる要件及び次の各号に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習科目

一 船員としての一般知識

二 操練に関する知識

三 旅客の誘導に関する知識

四 膨張式救命いかだ、救命設備及び信号装置に関する知識

五 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

六 救命器具及び信号装置の取扱方法

七 膨張式救命いかだの取扱方法

八 膨張式救命いかだの儀装品の取扱方法

三 限定救命艇手として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について

三 限定期間第三号に該当する者に行わせること。

四 膨張式救命いかだ、救命設備及び信号装置に関する知識

五 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

六 救命器具及び信号装置の取扱方法

七 膨張式救命いかだの取扱方法

(登録講習事務規程)

**第十六条** 登録講習実施機関は、第十三条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(登録講習事務規程)

**第十七条** 登録講習実施機関は、登録講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習の受講の申請に関する事項

二 登録講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四 登録講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五 登録講習事務の公正の確保に関する事項

六 不正受講者の処分に関する事項

七 その他登録講習事務に関する事項

(登録講習事務の休廃止)

**第十八条** 登録講習実施機関は、登録講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録講習事務を休止しようとする期間

四 登録講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第十九条** 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下の条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

一 登録講習を受講しようとする者は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

二 前号の書面の賄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもののが開覽又は賄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

**第二十条** 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

**第二十二条** 国土交通大臣は、登録講習が第十三条第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めると、その登録講習実施機関に対する改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

国土交通大臣は、登録講習実施機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習を行なるべきこと又は登録講習事務の改善に係る必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

**第二十三条** 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第四号本の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十六条から第十八条まで、第十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第七条第四号本の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

**第二十四条** 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録講習の受講料の収納に関する事項

二 登録講習の受講の申請に関する事項

三 登録講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他登録講習の実施状況に関する事項



		附 則 (平成三年八月二八日運輸省令第二七号) 抄
第一条	この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条ただし書の政令に定める日（平成三年九月一日）から施行する。	
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （九分、手続等の効力に関する経過措置）	
第一条	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	
附 則 (平成九年一月一六日運輸省令第二号)	（施行期日） 1 この省令は、船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第八十四号）附則第一条第二号に定める日（平成九年二月一日）から施行する。 （救命艇手規則の一部改正に伴う経過措置）	
第一条	この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の救命艇手規則第九条の規定による救命艇手適任証書は、第二条の規定による改正後の救命艇手規則第九条の規定による救命艇手適任証書とみなす。	
附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第七八号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。	
附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第七二号)	（施行期日） 1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	
附 則 (平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	
第一条	この省令は、平成十三年三月三〇日国土交通省令第七二号	
附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)	（施行期日） 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	
第一条	この省令は、平成十四年七月一日から施行する。	
附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、平成十五年六月一日から施行する。	
第一条	この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。	
附 則 (平成一六年三月三二日国土交通省令第三四号)	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。	
第一条	この省令は、船舶職員法の一部改正に伴う経過措置	
第五条	第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の救命艇手規則（次項において「旧救命艇手規則」という。）第七条第四号ホの認定を受けている講習は、第四条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第三条の規定による改正後の救命艇手規則（次項において「新救命艇手規則」という。）第七条第四号ホの登録を受けた講習とみなす。	
第五条	第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の救命艇手規則（次項において「旧救命艇手規則」という。）第七条第四号ホの登録を受けた講習は、新救命艇手規則第七条第四号ホの登録を受けた講習とみなす。	
第五条	（九分、手続等の効力に関する経過措置） 1 この省令の施行前に、この省令による改正前の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第二条から前条までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。	
附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第四九号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。	
附 則 (平成一八年四月一八日国土交通省令第五八号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。	
第一条	この省令による改正前の省令の規定による処分、手續、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。	
附 則 (平成二一年一月二二日国土交通省令第六九号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	
第一条	この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。	
附 則 (平成二三年八月一一日国土交通省令第五六号)	（施行期日） 1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。	
第一条	この省令による改正前の省令による証明書は、この省令による改正後の省令による証明書とみなす。	
附 則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二五号)	（施行期日） 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。	
附 則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)	（施行期日） 1 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。	
附 則 (平成一六年五月二二日国土交通省令第六五号) 抄	（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。	
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	
第五条	第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の救命艇手規則（次項において「旧救命艇手規則」という。）第七条第四号ホの認定を受けている講習は、第四条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第三条の規定による改正後の救命艇手規則（次項において「新救命艇手規則」という。）第七条第四号ホの登録を受けた講習とみなす。	

(施行期日)

**第一条** この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附 則（令和四年一月七日国土交通省令第二号）抄**

（施行期日）この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（様式等に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の内航海運業法施行規則第十一号

様式による証明書、第五条の規定による改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第一号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式に

による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による船員手帳、第十六号の二書式による申請書、第十六号の三書式による報酬支払簿、第十七号の二書式

による証明書及び第十八号書式による証明書、第六条の規定による改正前の船員職業安定法施行規則第三号様式による申請書及び第六号様式による申請書、第七条の規定による改正前の船舶に

乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による申請書及び第二号様式による衛生管理

者適任証書、第八条の規定による改正前の救命艇手規則第一号様式による申請書、第二号様式

による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による救命艇手

適任証書及び第六号様式による救命艇手適任証書並びに第十条の規定による改正前の船内におけ

る食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格

証明書及び第三号様式による申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海

員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十

二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式

による船員手帳、第十六号の二書式による申請書、第十六号の三書式による報酬支払簿、第十七

号の二書式による証明書及び第十八号書式による証明書、第六条の規定による改正後の船員職業

安定法施行規則第三号様式による申請書及び第六号様式による申請書、第七条の規定による改正

後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による申請書及び第二号様式

による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の救命艇手規則第一号様式による申請書、

第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式によ

る救命艇手適任証書及び第六号様式による救命艇手適任証書並びに第十条の規定による改正後の

船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶

料理士資格証明書及び第三号様式による申請書とみなす。

**附 則（令和五年一月二八日国土交通省令第九七号）抄**

（施行期日）この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（救命艇手規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前に第三条の規定による改正前の救命艇手規則第七条第四号ホの登録を受けた講習

けている講習は、第三条の規定による改正後の救命艇手規則第七条第四号ホの登録を受けた講習とみなす。

**別表（第十三条関係）**

一 膨張式救命いかだ  
二 膨張式救命いかだの機器  
三 救命浮環  
四 救命胴衣

イマーシヨン・スーツ

耐暴露服

保温具

救命索発射器

自己点火灯  
自己発煙信号火せん  
信号紅炎  
発煙浮信号

落下傘付信号

自己点火灯  
自己発煙信号

耐暴露服

保温具

救命索発射器

自己点火灯  
自己発煙信号火せん  
信号紅炎  
発煙浮信号自己点火灯  
自己発煙信号

耐暴露服

保温具

救命索発射器

自己点火灯  
自己発煙信号火せん  
信号紅炎  
発煙浮信号

## 第1号様式(第5条関係)(日本産業規格A列4番)

収 入  
印 紙

救命艇手試験受験申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿  
運輸監理部長

申請者氏名  
(□ 旧姓併記を希望する。)(旧姓: )  
年 月 日生

本 籍  
住 所

救命艇手規則第3条第1号の試験を受けたいので、同令第5条の規定により申請します。

記

- 1 上記者令第4条第3号イからハまでのいずれかに該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間)
- 2 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)
- 3 希望する試験の期日及び場所

## 第2号様式(第5条関係)(日本産業規格A列4番)

収 入  
印 紙

限定救命艇手試験受験申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿  
運輸監理部長

申請者氏名  
(□ 旧姓併記を希望する。)(旧姓: )  
年 月 日生

本 籍  
住 所

救命艇手規則第3条第2号の試験を受けたいので、同令第5条の規定により申請します。

記

- 1 上記者令第4条第3号イからハまでのいずれかに該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間)
- 2 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)
- 3 希望する試験の期日及び場所

第3号様式（第8条関係）（日本産業規格A列4番）

第3号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

収 入 印 紙	救命艇手資格認定申請書	年   月   日
地方運輸局長 殿 運輸監理部長		
申請者氏名 (□ 旧姓併記を希望する。)(旧姓 :                  ) 年   月   日生		
本 編 住 所		
救命艇手の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第8条の規定により申請します。 記		
1 上記省令第7条第3号に該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間) 2 上記省令第7条第4号イからニまでのいずれかに該当する事項(資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日その他必要な事項) 3 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)		

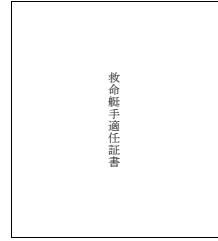
第4号様式（第8条関係）（日本産業規格A列4番）

第4号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

収 入 印 紙	限定救命艇手資格認定申請書	年   月   日
地方運輸局長 殿 運輸監理部長		
申請者氏名 (□ 旧姓併記を希望する。)(旧姓 :                  ) 年   月   日生		
本 編 住 所		
限定救命艇手の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第8条の規定により申請します。 記		
1 上記省令第7条第3号に該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間) 2 上記省令第7条第4号イからホまでのいずれかに該当する事項(資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日又は修了した講習の開催地及び開催年月日その他必要な事項) 3 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)		

第5号様式(第9条関係)(日本産業規格A列6番)

(表紙)



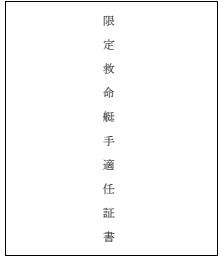
(第1頁)

(第2頁)

番号 年月日	CertificateNo. Issued on
本籍地の都道府県名 氏名(旧姓) 年月日生	Certificate of Proficiency for Lifeboatman Name : (Former surname) Date of Birth :
船員法(昭和22年法律第100号)第118条の規定により救命艇手たる資格を有する者であることを証明する。 救命艇手は、改正された1978年の船員の訓練及び資格認定並びに当直の基準に関する国際条約附屬書第6章第2規則の基準に適合する者である。	
地方運輸局長 運輸監理部長	Director-General of the District Transport Bureau Japan

第6号様式(第9条関係)(日本産業規格A列6番)

(表紙)



(第1頁)

(第2頁)

番号 年月日	CertificateNo. Issued on
本籍地の都道府県名 氏名(旧姓) 年月日生	Certificate of Proficiency for Person with Designated Inflatable Liferaft Operation Name : (Former surname) Date of Birth :
船員法(昭和22年法律第100号)第118条の規定により限定救命艇手たる資格を有する者であることを証明する。 限定救命艇手は、改正された1978年の船員の訓練及び資格認定並びに当直の基準に関する国際条約附屬書第6章第2規則の基準に適合する者である(膨脹式救命いかだの取扱いに限る。)。	
地方運輸局長 運輸監理部長	Under the Provision of Article 118 of Mariners Law, 1947 it is certified that the above mentioned person has been qualified for person with designated inflatable liferaft operation. Person with designated inflatable liferaft operation in accordance with regulation VI/2 (inflatable liferaft operation only) of STCW convention, as amended. Director-General of the District Transport Bureau Japan